

# 捕獲ネコ譲渡要領

公益社団法人 東京都獣医師会

## (目的)

第1条 この要領は、小笠原諸島及び御蔵島における野生生物保護のため、小笠原ネコに関する連絡会議又は御蔵島村が行う事業にて捕獲され、(公社)東京都獣医師会(以下、本会とする)が引き受け、本会会員病院において馴致を実施したネコを譲渡するに当たって必要な基準を定めることにより、事務手続きが円滑に行われることを目的とする。

## (譲渡)

第2条 本要領に基づき行う「ネコの譲渡」とは、一定期間、本会会員獣医師(以下、管理獣医師とする)の管理下に置いて医療・訓練などを実施し、管理獣医師が譲渡可能と判断したネコについて、適格な市民有志等に譲渡すること。

## (譲渡の手続き)

第3条 管理獣医師の判断により譲り受け希望者を募る。

2. 第5条に規定される譲り受けの資格を勘案し、管理獣医師の判断により譲渡者を決定する。

## (譲渡の申請)

第4条 ネコの譲り受けを希望する者は、管理獣医師に対して、ネコ譲り受け申請書(兼誓約書)(別記様式第1)を提出し、許可を得なければならない。許可に際して管理獣医師は、譲り受けを希望する者に譲渡許可証(別記様式第2)を交付する。なお、誓約書に違反した者に対しては、ネコの譲渡を行わないものとする。

## (ネコ譲り受けの資格)

第5条 ネコを譲り受ける者は、下記に定める要件に合致しなければならない。ただし、管理獣医師が、特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 動物取扱業を行っていない者
  - (2) 家族の同意が得られている者
  - (3) 譲渡後、別の者への再譲渡、遺棄、処分を予定していない者
  - (4) ネコの本能・習性・飼養に熟知している者
  - (5) 譲渡後、避妊去勢手術、マイクロチップの挿入及び動物ID普及推進会議へのID情報登録の実施を行うことを了解している者
  - (6) 譲渡後、ワクチン接種を予定している者
  - (7) 近隣住民に迷惑をかけない方法で飼育を行うことができる者
  - (8) 譲渡後のネコに関する全責任を負うことができる者
  - (9) 本会から譲渡ネコに関する近況報告を求められたとき、これに応じる事ができる者
2. ネコを譲り受けた者は、第1項各号に違反したことにより、管理獣医師が返還を求めた場合、当該ネコを返還しなければならない。
3. 本会は、ネコを譲り受けた者に対し室内飼養を推奨する

## (委任)

第6条 この要領に定めのない譲渡に関する事項については、本会が定める。

附 則 この要領は、平成27年4月 日より施行する。